

# 都道府県特認基準の追加・変更の概要

平成 2 2 年 6 月 2 8 日

**農林水産省**

## 1. 都道府県特認基準について

本制度においては、その交付金の対象地域及び対象農用地の基準（通常基準）として、特定農山村法等の地域振興立法の指定地域における傾斜要件等を満たす農用地を定めている。

これに加えて、中山間地域等における地域の多様性に配慮し、地域の実態に応じて、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域及び通常基準に準ずる基準（特認地域、特認基準）を都道府県知事が定めることとしている。

## 2. 追加・変更の状況

### (1) 追加・変更

13府県（宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、佐賀県及び熊本県）

### (2) 追加・変更に係る理由

農林統計に用いる地域類型区分の見直し等に伴い制度の対象地域から除外となる地域において、継続的に実施するため

（茨城県、群馬県、千葉県、長野県、静岡県、兵庫県、広島県、熊本県）

過疎法改正、農林統計に用いる地域類型区分の見直し等に伴い不要となった特認基準の削除

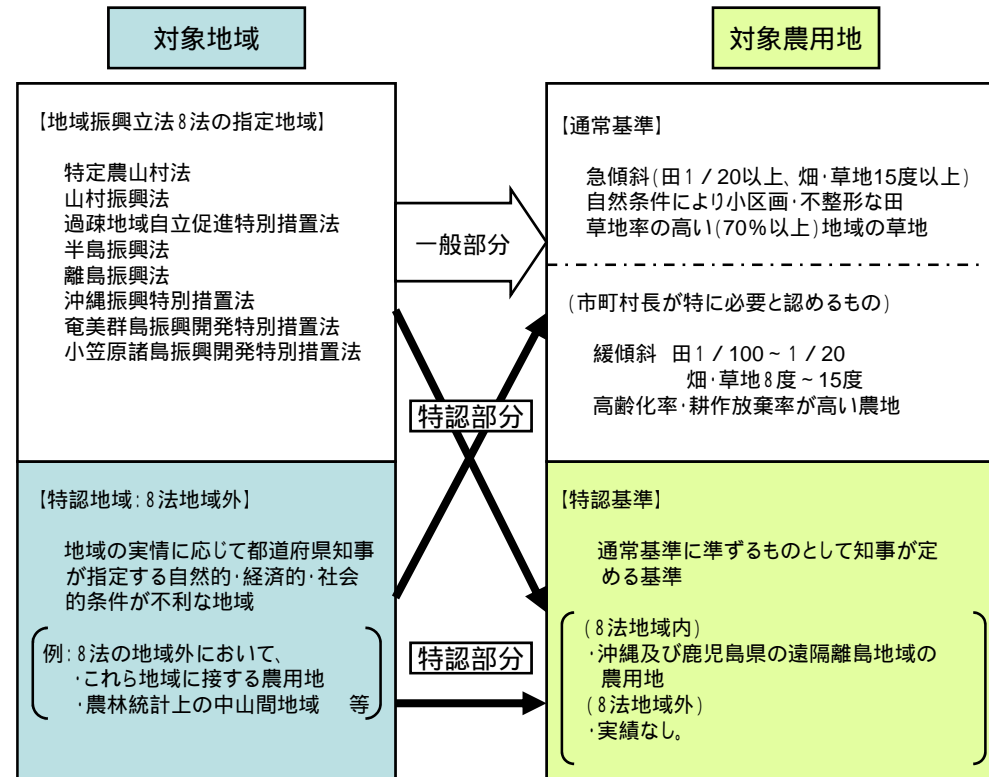
（宮城県、岡山県、佐賀県）

国のガイドラインの形式に準じた規定ぶりへの技術的な変更（滋賀県、京都府）

### (3) その他

追加・変更を行わない都道府県（上記13府県以外）については、前対策で設定している特認基準が維持される。

## 【対象地域及び対象農用地に係る制度の仕組み】



参考：平成21年度における特認に係る実施状況

特認の設定状況

大阪府を除く、46都道府県で設定

協定締結面積66万4千haのうち

一般部分61万3千ha、特認部分5万1千ha

### 3. 追加・変更の内容

今回、予定している追加・変更は、全ての県において、8法地域以外における特認地域又は特認基準に係る内容であり、以下のとおり。

#### (1) 特認地域に係る内容

国のガイドラインに基づくもの・・・4県

##### (ア) 宮城県及び佐賀県

独自基準を廃止

##### (イ) 千葉県

ガイドライン a の基準を追加

##### (ウ) 岡山県

ガイドライン c の基準を削除

国のガイドラインに基づかないもの・・・7県

##### (ア) 茨城県

前対策で設定した独自基準について、直近データに基づき指標を変更  
(農林業従事者割合20%以上 15%以上等)

##### (イ) 群馬県

ガイドライン a 及び c に準じた独自基準(地域振興立法地域に接する農用地で農業従事者割合等が県平均以上等)への変更及びガイドライン b の基準を追加

##### (ウ) 長野県

独自基準(農業従事者高齢化率が県平均以上でかつ前期対策からの集落協定が取り組む農用地)の追加及び地域区分を新市町村単位から新又は旧市町村単位に変更

##### (I) 静岡県

前対策の実施地域に限定して、ガイドライン c に準ずる基準(耕作放棄率等が県平均以上)を追加

##### (オ) 兵庫県

前対策において特認基準により対象となっていた地域のうち、共同取組活動への充当実績が90%以上の地域に限り引き続き対象とする独自基準を追加

##### (カ) 広島県

ガイドライン a 及び b に準じた独自基準(中山間地域と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地)を追加

##### (キ) 熊本県

ガイドライン c に準じた独自基準(前対策で特認地域に指定されていた地域(旧市町村)等)を追加

[特認地域及び特認基準に係る審査検討について]

都道府県知事は、特認地域及び特認基準の設定・変更にあたっては、農村振興局長が別に定めるガイドラインを参考にして、次のア又はイに掲げるデータを中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとされている。  
ア 8法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地と比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ  
イ 8法地域外については、自然的・経済的・社会条件が悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ  
なお、ガイドラインに定める基準の範囲内の場合には、不利性を示すデータを添付する必要がない。

「8法地域外の農用地」の特認地域に係るガイドライン

a 8法地域に地理的に接する農用地

b 農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)

c 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと

ア 農林従業者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地域)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km<sup>2</sup>未満であること

(2) 特認基準に係る内容

国のガイドラインに基づくもの・・・2府県

(ア) 滋賀県

ガイドライン d のイ及びエを追加

(イ) 京都府

市町村ごとに設定していた対象農用地面積の枠に関する規定を削除

国のガイドラインに基づかないもの

なし

「8法地域外の農用地」の特認基準に係るガイドライン

d 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

オ 8法内の都道府県知事が定める基準の農用地

宮城県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）</p> <p>1〔対象地域〕</p> <p>(1) 8法地域内 8法地域内には、特認地域を設けない</p> <p>(2) 8法地域外 8法地域外については、a, b, cいずれかの要件を満たす農用地であること。</p> <p>a 8法地域に地理的に接する農用地 b 農林統計上の中山間地域（旧市町村） c 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I D地区からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km2未満であること</p> <p>2〔農地の基準〕</p> <p>* 次のいずれかの要件を満たす農用地であること</p> <p>(1) <u>傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）</u></p>	<p>宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）</p> <p>1〔対象地域〕</p> <p>(1) 8法地域内 8法地域内には、特認地域を設けない</p> <p>(2) 8法地域外 8法地域外については、a, b, cいずれかの要件を満たす農用地であること。</p> <p>a 8法地域に地理的に接する農用地 b 農林統計上の中山間地域（旧市町村） c 既成市街地等に該当せず、次の1)又は2)に該当する地域旧市町村</p> <p><u>1) 8法指定地域に接し、次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域</u> ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ 該当地域にD I D地区なし ウ 人口の減少率（平成7年～12年）が3.5%以上、人口密度150人/km2未満、市町村財政力指数が0.42以下、又は耕作放棄率が8法指定地域同等以上（5.7%以上）何れかの地域</p> <p><u>2) 8法指定地域に接せず、次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域</u> ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I Dからの距離が30分以上 ウ 人口の減少率（平成7年～12年）が3.5%以上、かつ人口密度150人/km2未満</p> <p>2〔農地の基準〕</p> <p>* 次のいずれかの要件を満たす農用地であること</p> <p>(1) <u>通常基準によるもの</u> <u>傾斜度が田1/20以上、畑・草地で15度以上</u> <u>自然条件により小区画・不整形な水田</u></p>

( 2 ) 自然条件により小区画・不整形な田

( 3 ) 草地比率が高い ( 70 % 以上 ) 地域の草地

( 4 ) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

( 2 ) 地域選択により指定される農用地

傾斜度が田で 1/100 以上 1/20 未満, 畑・草地で 8 度以上 15 度未満

a 急傾斜農用地と流域で連担している場合

「流域」とは「上流域及び下流域」のこと

b 緩傾斜農用地という条件に農業生産条件の不利性が加わる場合

・ 高齢化率 : 30%以上

・ 耕作放棄率 : 田 5%以上, 畑 10%以上

農業従事者の高齢化率が高く, かつ耕作放棄率の高い農用地

・ 高齢化率 : 40%以上

・ 耕作放棄率 : 田 8%以上, 畑 15%以上

茨城県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>1 特認基準            (1) 対象地域            県北西部地域（北茨城市、高萩市、日立市（旧十王町及び中里地区）、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町）のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域            ア 農林業従事者割合が <u>15%以上</u> 又は農林地率が <u>75%以上</u>            イ DID を含まない地域            ウ 若年者比率が <u>17%未満</u></p> <p>【特認地域】            北茨城市（旧磯原町、旧関南村）            常陸太田市（旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村）            常陸大宮市（旧大宮町（旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村））            笠間市（旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村）            岩瀬町（旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村）            城里町（旧常北町（旧石塚町、旧小松村、旧西郷村））            “（旧桂村（旧坏村、旧岩船村、旧沢山村））            （注）旧は、昭和25年2月1日現在の市町村</p> <p>(2) 対象農用地            次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。            ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）            イ 自然条件により小区画・不整形な田            ウ 草地率が高い（70%以上）地域の草地            エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地</p>	<p>1 特認基準            (1) 対象地域            県北西部地域（北茨城市、高萩市、日立市（旧十王町及び中里地区）、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町）のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域            ア 農林業従事者割合が <u>20%以上</u> 又は農林地率が <u>75%以上</u>            イ DID を含まない地域            ウ 若年者比率が <u>19%未満</u></p> <p>【特認地域】            北茨城市（旧磯原町、旧関南村）            常陸太田市（旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村）            常陸大宮市（旧大宮町（旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村））            笠間市（旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村）            岩瀬町（旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村）            城里町（旧常北町（旧石塚町、旧小松村、旧西郷村））            “（旧桂村（旧坏村、旧岩船村、旧沢山村））            （注）旧は、昭和25年2月1日現在の市町村</p> <p>(2) 対象農用地            次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。            ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）            イ 自然条件により小区画・不整形な田            ウ 草地率が高い（70%以上）地域の草地            エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地</p>

群馬県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>第2 対象地域  <u>平成22年4月1日現在において交付金要領第4の1（1）同（2）及び同（3）に該当する地域（以下、「3法地域」という。）以外にあっては、次のいずれかに該当する地域とする。なお、D I D（人口集中地区）は除く。</u></p> <p>1 <u>農林統計上の中山間地域。地域区分は旧市町村単位とする。</u></p> <p>2 <u>農林統計上の中山間地域でない地域にあっては、次に掲げる（A）又は（B）の地域。地域区分は旧市町村単位又は農業集落単位とする。</u>  <u>（A）3法地域に地理的に接する農用地がある地域にあっては、次の（C）に示す要件の内、1以上の要件を満たす地域。但し、農業地域類型区分が「都市的地域」を除く。</u>  <u>（B）（A）以外の地域で、平成12年度から平成21年度において中山間地域等直接支払協定を締結している農用地がある地域は、次の（C）に示す要件の内、2以上の要件を満たす地域とする。</u>  <u>（C）（A）又は（B）の地域における農業生産条件の不利性を示す要件は、以下のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>農業従事者割合が県平均（6.0%）以上</u>  イ <u>農業従事者高齢化率が県平均（42.5%）以上</u>  ウ <u>耕作放棄地率が県平均（20.9%）以上</u></p>	<p>第2 対象地域  <u>平成17年4月1日現在において次に掲げるいずれかに該当する地域とする。</u></p> <p>1 <u>交付金要領第4の1（1）又は同（2）に規定する地域を有する市町村全域における交付金要領第4の1（1）同（2）及び同（3）のいずれかに該当しない地域で、次の要件を全て満たす地域</u>  <u>（1）農林業従事者割合県平均以上であり、農林業への依存度が高い地域</u>  <u>（2）高齢化率が県平均を上回り、今後の農用地の保全が懸念される地域</u>  <u>（3）全農用地に占める水田の比率が3割程度あり、そのうち1/20以上の急傾斜農用地が過半を占め、多面的機能が特に高い水田の保全が困難になることが懸念される地域</u></p> <p>2 <u>農林統計に用いる地域区分のうち、市町村単位の農業地域類型で中間農業地域又は山間農業地域に区分される市町村で、交付金要領第4の（1）同（2）及び同（3）のいずれかに該当せず、次のうち2以上の要件を満たす市町村</u>  <u>ただし、このうちD I D（人口集中地区）を含む旧市町村単位の地域は除くものとする。</u>  <u>（1）交付金要領第4の1（1）同（2）及び同（3）のいずれかの地域に隣接し、かつ広域的な中山間地域対策の観点から一体的な支援が特に必要な市町村</u>  <u>（2）農林業従事者割合が県平均以上であり、農林業への依存度が高い市町村</u>  <u>（3）耕作放棄率が17%以上で、今後も耕作放棄地の増加が懸念される市町村</u>  <u>（4）全農用地に占める水田の比率が3割程度あり、そのうち1/20以上の急傾斜農用地が過半を占め、多面的機能が特に高い水田の保全が困難になることが懸念される市町村</u></p>
<p>第3 対象農用地  第2の地域内における交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」と</p>	<p>第3 対象農用地  第2の1又は同2の地域内における農用地区域（農業振興地域の整備に関す</p>

いう。)は、対象地域内に存する農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)内に存する一団の農用地(1ha以上の面積を有するものに限る。)であって、次に掲げるいずれかの基準を満たす農用地とする。

- 1 急傾斜農用地
- 2 自然条件により小区画・不整形な田

る法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)内に存する一団の農用地(1ha以上の面積を有するものに限る。)であって、次に掲げるいずれかの基準を満たす農用地とする。

- 1 交付金要領第4の2(1)に規定する農用地
- 2 交付金要領第4の2(2)に規定する農用地

千葉県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行																																												
<p>第2 特認基準</p> <p>次のいずれかの地域の中で、実施要領第4の2の要件を満たす農用地であること。</p> <p>ア) 8法地域に地理的に接する農用地（旧市町村）</p> <p>イ) 農林統計上の中山間地域（「農林統計に用いる地域区分」の改定について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の（2）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）</p> <p>千葉県特認基準指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市町村名</th> <th style="text-align: center;">特認基準指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子市</td> <td>船木村、豊岡村 2-1</td> </tr> <tr> <td>木更津市</td> <td>木更津市、金田村、鎌足村、馬来田村、富岡村 2-2</td> </tr> <tr> <td>茂原市</td> <td>茂原町、鶴枝村、豊栄村 2-2、五郷村</td> </tr> <tr> <td>成田市</td> <td>遠山村</td> </tr> <tr> <td>東金市</td> <td>丘山村、豊成村</td> </tr> <tr> <td>旭市</td> <td>飯岡町</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>湿津村、市東村 2-1、養老村、牛久町、内田村、平三村、高滝村、富山村、里見村、白鳥村</td> </tr> <tr> <td>君津市</td> <td>小櫃村、貞元村</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>富岡村 2-1</td> </tr> <tr> <td>山武市</td> <td>鳴浜村 2-2</td> </tr> <tr> <td>九十九里町</td> <td>片貝町</td> </tr> <tr> <td>一宮町</td> <td>東浪見村、一宮町</td> </tr> <tr> <td>長生郡睦沢町</td> <td>瑞沢村、土睦村、東村 2-2</td> </tr> <tr> <td>長生郡長柄町</td> <td>長柄村、日吉村、水上村 2-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 この基準は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年6月13日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成 年 月 日から施行する。</p>	市町村名	特認基準指定地域	銚子市	船木村、豊岡村 2-1	木更津市	木更津市、金田村、鎌足村、馬来田村、富岡村 2-2	茂原市	茂原町、鶴枝村、豊栄村 2-2、五郷村	成田市	遠山村	東金市	丘山村、豊成村	旭市	飯岡町	市原市	湿津村、市東村 2-1、養老村、牛久町、内田村、平三村、高滝村、富山村、里見村、白鳥村	君津市	小櫃村、貞元村	袖ヶ浦市	富岡村 2-1	山武市	鳴浜村 2-2	九十九里町	片貝町	一宮町	東浪見村、一宮町	長生郡睦沢町	瑞沢村、土睦村、東村 2-2	長生郡長柄町	長柄村、日吉村、水上村 2-1	<p>第2 特認基準</p> <p>次の地域内に存在し、実施要領第4の2の要件を満たす農用地であること。</p> <p>農林統計上の中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の改定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号の3の（2）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。以下「中山間地域」という。）のうち、以下のいずれかに該当する地域で、第3に記載した地域とする。</p> <p>ア) 通常基準地域と隣接する中山間地域</p> <p>イ) 上記アと隣接する地域</p> <p>第3 特認基準指定地域</p> <p>農林統計上の中山間地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市町村名</th> <th style="text-align: center;">特認基準指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市</td> <td>鎌足村、馬来田村</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村</td> </tr> <tr> <td>君津市</td> <td>小櫃村</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>富岡村</td> </tr> <tr> <td>長生郡睦沢町</td> <td>瑞沢村</td> </tr> <tr> <td>長生郡長南町</td> <td>水上村、長南町、西村</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 この基準は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年6月13日から施行する。</p>	市町村名	特認基準指定地域	木更津市	鎌足村、馬来田村	市原市	平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村	君津市	小櫃村	袖ヶ浦市	富岡村	長生郡睦沢町	瑞沢村	長生郡長南町	水上村、長南町、西村
市町村名	特認基準指定地域																																												
銚子市	船木村、豊岡村 2-1																																												
木更津市	木更津市、金田村、鎌足村、馬来田村、富岡村 2-2																																												
茂原市	茂原町、鶴枝村、豊栄村 2-2、五郷村																																												
成田市	遠山村																																												
東金市	丘山村、豊成村																																												
旭市	飯岡町																																												
市原市	湿津村、市東村 2-1、養老村、牛久町、内田村、平三村、高滝村、富山村、里見村、白鳥村																																												
君津市	小櫃村、貞元村																																												
袖ヶ浦市	富岡村 2-1																																												
山武市	鳴浜村 2-2																																												
九十九里町	片貝町																																												
一宮町	東浪見村、一宮町																																												
長生郡睦沢町	瑞沢村、土睦村、東村 2-2																																												
長生郡長柄町	長柄村、日吉村、水上村 2-1																																												
市町村名	特認基準指定地域																																												
木更津市	鎌足村、馬来田村																																												
市原市	平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村																																												
君津市	小櫃村																																												
袖ヶ浦市	富岡村																																												
長生郡睦沢町	瑞沢村																																												
長生郡長南町	水上村、長南町、西村																																												

長野県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>第3期対策における知事特認基準</p> <p>1 対象地域</p> <p>基準 農林統計上の中山間地域 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 次のaまたはbの要件を満たす地域</p> <p>a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が12%以上（新または旧市町村単位）</p> <p>イ D I Dを含まない旧市町村または、D I Dを含む旧市町村にあつてはD I Dを除く地域</p> <p>ウ 人口8万人以下の旧市町村</p> <p>b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が15%以上（新または旧市町村単位）</p> <p>イ D I Dを含まない旧市町村</p> <p>ウ 人口5万人以下の旧市町村 【県独自基準】</p> <p>基準 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地（*3）</p> <p>a 農業従事者の高齢化率が県平均以上（*4）（新市町村又は旧市町村単位）</p> <p>b 農林地率が75%以上（*5）（新市町村又は旧市町村単位） 【県独自基準】</p> <p>基準 8法地域（3法地域）に地理的に接する農用地 【国ガイドライン準拠】</p> <p>2 対象農用地</p> <p>基準 急傾斜農用地(田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上) 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 自然条件により小区画・不整形な田 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満) 【国ガイドライン準拠】</p>	<p>第3期対策における知事特認基準</p> <p>1 対象地域</p> <p>基準 農林統計上の中山間地域 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 次のaまたはbの要件を満たす地域</p> <p>a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が12%以上（新市町村単位）</p> <p>イ D I Dを含まない旧市町村または、D I Dを含む旧市町村にあつてはD I Dを除く地域</p> <p>ウ 人口8万人以下の旧市町村</p> <p>b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が15%以上（新市町村単位）</p> <p>イ D I Dを含まない旧市町村</p> <p>ウ 人口5万人以下の旧市町村 【県独自基準】</p> <p>基準 8法地域（3法地域）に地理的に接する農用地 【国ガイドライン準拠】</p> <p>2 対象農用地</p> <p>基準 急傾斜農用地(田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上) 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 自然条件により小区画・不整形な田 【国ガイドライン準拠】</p> <p>基準 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満) 【国ガイドライン準拠】</p>

静岡県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>1 特認地域</p> <p>(1) 農林統計上の中山間地域（旧市町村）</p> <p>(2) <u>前対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域。（旧市町村又は集落）</u></p> <p><u>ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上</u></p> <p><u>イ 農業従事者割合が県平均以上</u></p> <p><u>ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上</u></p> <p><u>エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/km<sup>2</sup>未満</u></p> <p><u>オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上</u></p>	<p>1 特認地域</p> <p>(1) 農林統計上の中山間地域（旧市町村）</p>

滋賀県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>特認基準            中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。</p> <p>1 地域基準  <u>次の（1）から（4）までのいずれかの要件を満たす地域であること。</u>            （1）8法地域に地理的に接する農地            （2）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする。）            （3）三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域            ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上            イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上            ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km<sup>2</sup>未満であること  <u>（4）昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成5年政令第315号）第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。</u></p> <p>2 農用地基準  <u>（1）上記1の（1）から（3）の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。</u>            ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地および採草放牧地8度以上）            イ 自然条件により小区画・不整形な田            ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  <u>（2）上記1の（4）の地域については、次の要件を満たすこと。</u>            ア 急傾斜農用地の田（1/20以上）</p>	<p>特認基準            中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の特認地域は、<u>次の1または2の要件を満たす地域とする。</u></p> <p>1 <u>次の（1）から（3）までのいずれかの要件を満たす地域。</u>            （1）8法地域に地理的に接する農地            （2）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成13年11月30日付け13統計第956号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）            （3）三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域            ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上            イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上            ウ 人口の減少率（平成7年～12年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km<sup>2</sup>未満であること</p> <p>2 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成5年政令第315号）第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。<u>ただし、対象農用地は、急傾斜の田（傾斜度1/20以上）とする。</u></p>

京都府特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>特認基準</p> <p>8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。</p> <p>8法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。</p> <p>(1) 8法地域に地理的に接する地域の農地 （地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。）</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること</p> <p>(4) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア 傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な水田 ウ 高齢化率(65歳以上の農業従事者が40%以上)・耕作放棄率(田で8%以上、畑で15%以上)の高い農地</p>	<p>特認基準</p> <p>8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。</p> <p>8法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。</p> <p>(1) 8法地域に地理的に接する地域の農地 （地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。）</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること</p> <p>(4) 各市町村における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)の5%を上限とする次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア 傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な水田 ウ 高齢化率(65歳以上の農業従事者が40%以上)・耕作放棄率(田で8%以上、畑で15%以上)の高い農地</p>

兵庫県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
<p>4法指定地域外において、1の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域のうち2の要件を満たす農用地を対象とする。  <u>なお、(4)については第3期(平成22年度～平成26年度)の期間に限る。</u></p> <p>1 対象地域            (1) 4法指定地域に地理的に接する農地(地域区分はセンサス集落単位とする)            (2) 農林統計上の中間・山間農業地域(地域区分は旧市町村単位とする。)            (3) 三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域                ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上                イ DIDからの距離が30分以上                ウ 人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/k㎡未満</p> <p><u>(4) 第2期(平成17年度～平成21年度)において(1)～(3)により対象となっていた地域で協定締結していた農地(ただし、平成21年度共同取組活動への充当実績が90%以上であった地域に限る。)</u></p> <p>2 対象農地            急傾斜農地(田:1/20以上、畑15度以上)</p>	<p>4法指定地域外において、1の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域のうち2の要件を満たす農用地を対象とする。</p> <p>1 対象地域            (1) 4法指定地域に地理的に接する農地(地域区分はセンサス集落単位とする)            (2) 農林統計上の中間・山間農業地域(地域区分は旧市町村単位とする。)            (3) 三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域                ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上                イ DIDからの距離が30分以上                ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/k㎡未満</p> <p>2 対象農地            急傾斜農地(田:1/20以上、畑15度以上)</p>

岡山県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p><b>1 8法指定地域内</b></p> <p>特認基準を<u>定め</u>ない。</p> <p><b>2 8法指定地域外</b></p> <p>(1) 地域基準            国のガイドラインのうち<u>2</u>要件(A・B)のいずれかに該当する地域</p> <p>A：8法地域に地理的に接する農用地            B：農林統計上の中山間地域            （農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。）</p> <p>(2) 農用地基準            急傾斜農用地とする。            （田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）</p>	<p><b>1 8法指定地域内</b></p> <p>特認基準に<u>含</u>めない。</p> <p><b>2 8法指定地域外</b></p> <p>(1) 地域基準            次の国のガイドラインの<u>3</u>要件(A・B・C)のいずれかに該当する地域</p> <p>A：8法地域に地理的に接する農用地            B：農林統計上の中山間地域            （農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成13年11月30日付け13統計第956号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。）</p> <p><u>C：次のアからウまでの要件を全て満たすこと</u>  <u>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</u>  <u>イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上</u>  <u>ウ 人口の減少率（平成7～12年）が3.5%以上で、かつ、人口密度150人/k㎡未満であること</u></p> <p>(2) 農用地基準            急傾斜農用地とする。            （田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）</p>

広島県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</p> <p>特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p><u>5 法地域以外の農用地</u>にあって，a 又は b の要件を満たす地域の中で c の要件を満たす農用地であること。</p> <p>a <u>5 法地域に地理的に接する農用地</u>  <u>ア 旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在）よりも狭い範囲において，5 法地域と接している地域の農用地</u>  <u>イ アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の 1 / 2 未満とする。）</u></p> <p>b 農林統計上の中山間地域  <u>ア 平成 2 0 年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域</u>  <u>イ アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の 1 / 2 未満とする。）</u></p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農用地  <u>ア 急傾斜農用地（傾斜度が田で 1 / 2 0 以上，畑で 1 5 度以上の農用地）</u>  <u>イ 自然条件により小区画・不整形な田</u></p>	<p>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</p> <p>特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p><u>8 法地域以外の農地</u>にあって，a 又は b の要件を満たす地域の中で c の要件を満たす農地であること。</p> <p>a <u>8 法地域に地理的に接する農地</u>  旧市町村よりも狭い範囲において，<u>8 法地域内と境界を接し，地形条件が連続している地域にある農地</u>  この場合，地形条件が連続している地域にある農地とは，農地が<u>8 法地域内農地と連担している場合や 8 法地域内農地と同じ山に位置している場合等</u>をいう。</p> <p>b 農林統計上の中山間地域  <u>平成 1 2 年世界農業センサスにおける農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域又は山間農業地域に区分されている地域</u></p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農地  <u>ア 急傾斜農地（傾斜度が田で 1 / 2 0 以上，畑で 1 5 度以上の農地）</u>  <u>イ 自然条件により小区画・不整形な田</u></p>

佐賀県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>（地域の基準）  「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる <u>又は</u> のいずれかを満たす地域とする。</p> <p>農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村</p> <p>傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）</p> <p>【削除】</p> <p>（適用する農用地）  「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる <u>又は</u> のいずれかを満たす農用地とする  急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上）  次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）  ア 急傾斜農用地と連担している場合  イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合  （高齢化率：30 % 以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑等 10 % 以上）  ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合</p>	<p>（地域の基準）  「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる <u>、</u> <u>又は</u> のいずれかを満たす地域とする。</p> <p>農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村</p> <p>傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）</p> <p><u>および</u> 以外の地域で、「過疎地域自立促進特別措置法」附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村内にあって、次の要件を満たす地域（センサス集落）  <u>ア 農業従事者割合が県平均（16.2 %）以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域</u>  <u>イ D I D 地区（人口集中地区）を含まない地域</u>  <u>ウ 人口減少率が 3 . 5 % 以上の旧市町村内にある地域</u></p> <p>（適用する農用地）  「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる <u>又は</u> のいずれかを満たす農用地とする  急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上）  次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）  ア 急傾斜農用地と連担している場合  イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合  （高齢化率：30 % 以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑等 10 % 以上）  ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合</p>

熊本県特認基準の改正について（案）

改 正（案）	現 行
<p>1．8法内特認 特認は設けない。</p> <p>2．8法外特認 次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象地域 次のいずれかに該当する地域</p> <p>a 8法地域に地理的に接する農地</p> <p>b 農林統計上の中山間地域（中間農業地域または山間農業地域）</p> <p><u>c 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の（a）～（c）の要件を全て満たす地域</u></p> <p><u>（a）農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域（旧市町村）</u></p> <p><u>（b）DID を含まない地域（旧市町村）</u></p> <p><u>（c）前対策で特認地域に指定されていた地域（旧市町村）</u></p> <p>(2) 対象農用地 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上）</p> <p>ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。</p>	<p>1．8法内特認 特認は設けない。</p> <p>2．8法外特認 <u>国のガイドラインを踏まえて</u>次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象地域 次のいずれかに該当する地域</p> <p>a 8法地域に地理的に接する農地</p> <p>b 農林統計上の中山間地域（中間農業地域または山間農業地域）</p> <p>(2) 対象農用地 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上）</p> <p>ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。</p>